

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		要介護及び要支援の認定、要介護及び要支援の更新認定		
根拠法令及び条項		介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第7項(要介護認定)、第28条第4項(同更新)、第32条第6項(要支援認定)、第33条第4項(同更新)		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)		
	基 準	法第27条第7項及び第32条第6項に定めるところによる。 ○法第27条第7項 市町村は、第5項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。 ○法第32条第6項 市町村は、第4項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要支援認定をしたときは、その結果を当該要支援認定に係る被保険者に通知しなければならない。		
	設定年月日	平成9年12月17日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日程度(注:休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 7日		
	設定年月日	平成9年12月17日	最終変更年月日	
備 考				